

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第2条関係

特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報等の定義を追加する。

(2) 第4条関係

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の廃止に伴う、所要の文言を整理する。

(3) 別表関係

個人番号を利用することができる独自利用事務として、白岡市子ども医療費支給に関する事務等を定める。

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行し、別表第1及び別表第2の改正規定は令和6年4月1日から施行する。